

浜松市教育委員会職員の健康情報等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会職員安全衛生規程（浜松市教育委員会訓令甲第2号）第1条に規定する職員に関し、職域保健活動を通じ、業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を、健康確保措置の実施又は安全配慮義務の履行のために、適切かつ有効に取り扱うことを目的とする。

2 健康情報等を取り扱う者は、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、法令に基づく場合、又は浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号。以下「条例」という。）第12条第2項各号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(健康情報等)

第2条 健康情報等の内容は、別表第1のとおり定める。

(健康情報等の取扱い)

第3条 健康情報等の取扱いとは、次の各号に掲げる一連の措置を指し、それぞれ当該各号のとおり定義する。

- (1) 収集 健康情報等を入手すること
- (2) 保管 入手した健康情報等を保管すること
- (3) 使用 健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を閲覧若しくは活用すること、又は第三者に提供すること
- (4) 加工 収集した健康情報等の他者への提供に当たり、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えるなど、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること
- (5) 消去 収集、保管、使用、加工した健康情報等を削除する等、使えないようにすること

(健康情報等を取り扱う者の取り扱う健康情報等の範囲)

第4条 健康情報等を取り扱う者（以下「取扱者」という。）を、別表第2のとおり区分する。

2 取扱者の取扱いが可能な健康情報等の範囲を、別表第3に定める。

3 別表第3に定めた範囲を越えて健康情報等を取り扱う場合は、教育委員会事務局職員（以下、「事務局職員」という。）については教育総務課長、学校関係職員については教職員課長の承認を得るとともに、職員本人の同意を得るものとする。なお、承認するに

あたり、職員厚生課長との協議を行う。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法)

第5条 健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的及び取扱方法を公表する。

2 前項の規定による公表をしていない場合であって、取扱者が健康情報等を取得した場合には、速やかにその利用目的等を職員本人に伝達するものとする。

(本人同意の取得方法)

第6条 取扱者が、健康情報等のうち法令に基づき収集しようとする情報については、職員本人の同意を得ずに収集することができる。

2 取扱者が、健康情報等のうち法令で定められていない項目を収集しようとする情報については、適切な方法により、職員本人の同意を得て収集することができる。この場合において、この要綱に定めている健康情報等に関しては、この要綱が第13条第1項の規定に定める方法により周知され、職員本人がこの要綱に規定する健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情報の取扱いに関する職員本人からの同意の意思が示されたものとみなす。

(健康情報等の適正管理の方法)

第7条 取扱者は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 取扱者は、健康情報等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、条例、浜松市個人情報の適正管理に関する要綱、浜松市情報セキュリティ基本方針及び浜松市情報セキュリティ対策基準にのっとり、健康情報等の保護に万全を期すものとする。

3 教育総務課長及び教職員課長は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認するものとする。

4 健康情報等は、法令又は浜松市文書規則(平成13年浜松市規則第49号)に定める保存期間に従い保管する。利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努める。

5 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(健康情報等の開示、訂正及び利用停止等)

第8条 条例第2条第1号に規定する実施機関が、職員本人から、条例に定める方法により、当該本人の健康情報等の開示、訂正又は利用停止の請求を受けた場合は、条例に定める方法により対応する。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第9条 取扱者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、法令又は条例に基づく場合は、この限りでない。

2 取扱者が、健康情報等の取扱いを委託して実施する場合、又は健康保険組合等と共同して健康診断及び保健事業を実施する場合の健康情報等の提供先は、第三者に該当しない。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第10条 取扱者が、第三者から健康情報等の提供を受ける場合には、当該第三者に対し、健康情報等の取得の経緯など必要な事項について確認をするものとする。

(事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第11条 市町村合併、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って健康情報等を取得する場合、安全管理措置を講じた上で、適正な管理のもと、情報を引き継ぐ。

2 労働安全衛生法によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ職員本人の同意を得る。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第12条 健康情報等の取扱いに関する苦情は、事務局職員については教育総務課、学校関係職員については教職員課が担当する。

2 教育総務課及び教職員課は、苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、必要な体制を整備する。

(要綱の職員への周知の方法)

第13条 この要綱は、庁内イントラネット等を用いた閲覧等により職員に周知する。

2 健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的を職員に対して周知する。

(教育及び啓発)

第14条 健康情報等の取扱いに関して、取扱者を対象に、随時、健康情報等の取扱いの目的及び方法について、周知及び確認を行う。

(その他)

第15条 この要綱の主管部署は、教育総務課とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	番号	健康情報等の種類	根拠規定
健康診断等		作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	安衛法第65条の2第1項
	- 1	の健康診断の受診・未受診の情報	
		事業者が実施した健康診断（一般健康診断及び特殊健康診断）の結果並びに職員から提出された健康診断の結果	安衛法第66条の第1項から第5項及び第66条の2
	- 1	の健康診断を実施する際、追加して行う健康診断による健康診断の結果	
	- 2	及び - 1の健康診断の受診・未受診の情報	
		医師又は歯科医師から聴取した意見及び事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容	安衛法第66条の4及び第66条の5第1項
	- 1	事業者が実施した保健指導の内容 の保健指導の実施の有無	安衛法第66条の7
長時間労働者に対する医師面接		事業者が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結果	安衛法第66条の8第1項（第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項）及び第2項
	- 1	の職員からの面接指導の申出の有無	
		事業者が医師から聴取した意見及び事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容	安衛法第66条の8第4項（第66条の8の2第2項、第66条の8の4第2項）及び第5項
		事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	安衛法第66条の9

スト レ ス チ ェ ッ ク		事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果	安衛法第 66 条の 10 第 1 項
	- 1	事業者が実施した面接指導の結果	安衛法第 66 条の 10 第 3 項
		の対象職員からの面接指導の申出の有無	
		医師から聴取した意見及び事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容	安衛法第 66 条の 10 第 5 項及び第 6 項
そ の 他		健康保持増進措置を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	安衛法第 69 条第 1 項
		通院状況等疾病管理のための情報	
		健康相談の実施の有無	
		健康相談の結果	
		（ のほか）産業保健業務実施者が職員の健康管理等を通じて得た情報	

別表第 2（第 4 条関係）

健康情報等を取り扱う者	具体的内容	表記
ア) 人事権限者	任命権者における人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	取扱者ア
イ) 産業保健業務実施者	産業医、職員厚生課 職員厚生課長の指定する同課の保健師、精神保健福祉士及び事務担当者 教育総務課長、教育総務課長の指定する同課の事務担当者 教職員課長、教職員課長の指定する同課の保健師及び事務担当者	取扱者イ
ウ) 衛生管理者等	衛生管理者（安全管理者を含む）、衛生推進者（安全衛生推進者を含む）及び各衛生委員会（安全衛生委員会を含む）の事務局担当者	取扱者ウ
エ) 管理監督者	職員本人の所属長 職員本人の所属長の指定する事務担当職員	取扱者エ

別表第3（第4条関係）

	番号	健康情報等の種類	区分	取扱いが可能な範囲			
				取扱者ア	取扱者イ	取扱者ウ	取扱者エ
健康診断等		作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	B				
	- 1	の健康診断の受診・未受診の情報	A				
		事業者が実施した健康診断（一般健康診断及び特殊健康診断）の結果並びに職員から提出された健康診断の結果	B				
	- 1	の健康診断を実施する際、追加して行う健康診断による健康診断の結果	C				
	- 2	及び - 1 の健康診断の受診・未受診の情報	A				
		医師又は歯科医師から聴取した意見及び事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容	A				
		事業者が実施した保健指導の内容	B				
	- 1	の保健指導の実施の有無	A				
長時間労働者に対する 医師面接		事業者が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結果	B				
	- 1	の職員からの面接指導の申出の有無	A				
		事業者が医師から聴取した意見及び事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容	A				
		事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	A				
ストレスチェック		事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果	B				
		事業者が実施した面接指導の結果	B				
	- 1	の対象職員からの面接指導の申出の有無	A				
		医師から聴取した意見及び面接指導実施後の措置の内容	A				

その他	健康保持増進措置を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	B				
	通院状況等疾病管理のための情報	C				
	健康相談の実施の有無	B				
	健康相談の結果	C				
	(のほか) 産業保健業務実施者が職員の健康管理等を通じて得た情報	C				

[注] 1 上記表は、取扱いの可能な範囲を定めたものであり、実際の実施にあたっては、個々の健康情報等の特性を吟味し、最小限の範囲にとどめるものとする。

2 から の項目番号は別表第1の項目番号と対応する。

3 区分欄のABCは、以下を表す。

A：労働安全衛生法令に基づき、事業者が直接取り扱うこととされており、その義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない情報

B：労働安全衛生法令に基づき、事業者が職員本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、適正な取扱いにより運用することが適当である情報

C：労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ職員本人の同意を得ることが必要であり、適正な取扱いにより運用することが必要である情報

4 取り扱う者の範囲欄の記号は以下を表す。

：1次情報を直接取り扱う必要がある者

：取扱者イからの提供を通じて、取り扱うことが可能とされる者

：取扱者イが、適切に加工した情報の提供を受け、取り扱うことが可能とされる者

5 項目番号 から について、事務局職員は別に定める「浜松市職員のストレスチェック制度実施に関する要綱」及び「浜松市職員心の健康づくり計画」に基づき取り扱い、学校関係職員は「浜松市教職員心の健康づくり計画」に基づき取り扱う。